

WCS用稲の適正流通についてお願い

WCS用稲に取り組む農業者は、実需者（畜産農家）がおおむね1年間で使用する範囲内の量（ロール数）で契約されますようお願いいたします。

○交付金目的で、実需者（畜産農家）が使用する以上の契約を結ぶことはできません。

○実需者（畜産農家）も1年間で使用する量以上の契約を結ぶことはできません。

仮にWCS用稲が残った場合は、翌年の契約数量を調整する必要があります。

WCS用稲を無断で他の畜産農家等へ転売等（無償譲渡を含む）を行うことは原則できません。

やむを得ない理由で転売等を行う場合は、農政局へ申請を行い承認が得られた後に行う必要があります。

このような事由が生じた場合は、事前に下記の八代市農業再生協議会、または農政局へ連絡をお願いいたします。

もし、需要者等による転売等の不適正な事実が確認された場合は、WCS用稲の生産者へ既に交付された交付金の返還、次年度等の新規需要米の取組が認められない等の措置もあり得ますのでご注意ください。

お問い合わせは

九州農政局 経営所得安定対策(熊本) 電話:(096-300-6729)

八代市農業再生協議会(市農業振興課内) 電話:(0965-33-8751)